解散公告

当法人は、令和七年三月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

宮崎県日向市東郷町山陰丙一五三七番地一
一般社団法人日本木製防護柵協会
代表清算人　金丸　和生

解散公告（第一回）

当法人は、社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

東京都中央区銀座七丁目三番七号ブランエ
スパ銀座地下一階　医療法人社団トラスト
清算人　宋　貴彰

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月五日岐阜地方裁判所高山支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

（登記簿上の主たる事務所）
岐阜県高山市堀端町一五八番地の一〇
宗教法人正法光土会
清算人　弁護士　川津　聡
連絡先　岐阜県高山市桐生町三―一〇五

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年三月二十一日岐阜地方裁判所の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

（登記簿上の主たる事務所）
岐阜市八ツ寺町一丁目一九番地
宗教法人御嶽教岐阜照王教会
清算人　弁護士　岩田　尚之
連絡先　岐阜市七軒町二五番地　苅谷ビル二階　堀部俊治法律事務所

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年五月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月三日

広島県呉市昭和町一一番一号
日本製鉄呉労働組合
清算人　高田　敏昌